

船橋市監査委員告示第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、平成15年度から平成26年度包括外部監査結果に係る措置状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成28年11月1日

船橋市監査委員	中村章
同	齋藤弘之
同	鈴木いくお
同	大矢敏子

年度 管理 番号	頁	監査対象	区分	報告書記載事項	現在の状況 (平成28年7月1日現在)
24	80	学務課学校経理室 (旧・財務課)	監査 結果	各学校において備品の管理状況が十分といえないものが見受けられた。	昨年度、新財務会計システムの備品管理システムにおいて、備品の整理・確認を行い、管理の適正化を図った。今後も、船橋市物品管理規則に基づく保管状況の調査等により、学校備品の管理の適正化に努めていく。
60	104	学務課	監査 結果	奨学金の貸付けを受けた者からの借用証書が未入手のものが発見された。	昨年度臨戸を行い、主債務者に対し、債務の存在を確認させ、滞納状況も踏まえ、債務承認及び分納誓約を回収した。同様の事案を発生させないため、借用証書の回収を徹底している。